

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月2日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700389 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800009 号

## 第 1 結論

昭和 52 年 4 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 11 月まで

厚生年金から国民年金に変わり、国民年金保険料を自分で払う事になったので、結婚式後、A 市へ転居した時に国民年金の加入手続きに行きました。領収書のとおり、納付した期間として年金の記録を訂正してください。

## 第 3 判断の理由

請求者が所持している国民年金領収書によると、請求者は、昭和 53 年 1 月 27 日に昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで、昭和 53 年 2 月 27 日に昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料名目の金員を納付していることが確認できる。

一方、請求期間当時の国民年金法によれば、被用者年金各法の被保険者又は組合員の配偶者は、国民年金の被保険者としなないとされており、当該被保険者とされない者が国民年金の被保険者となるためには、都道府県知事（窓口は市区町村役場又は社会保険事務所）に申し出る必要があり、申出日にその被保険者資格を取得し、当該申出日の属する月から国民年金保険料の納付を行うことができたものである。

したがって、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和 52 年 4 月 \* 日以前に国民年金の任意加入に係る申出を行う必要があるが、請求者が所持する年金手帳、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び B 町の被保険者名簿によると、請求者の任意加入被保険者の資格取得年月日は、いずれも昭和 52 年 12 月 3 日と記録されており、この日に任意加入に係る申出を行ったものと考えられ、請求期間は、国民年金の任意加入の申出前の期間と考えられるので、制度上、当該保険料を納付済期間として記録することができない期間である。

このほか、請求者が昭和 52 年 4 月 \* 日以前に請求期間に係る国民年金の任意加入の申出を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金の任意加入の申出がなされていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間について国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800013 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800020 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 5 月 7 日から昭和 61 年 4 月 26 日まで

昭和 52 年 5 月に入社して何か月かは基本給で、その後、出来高制で残業も多かったため、給料もだんだん多くなりました。入社して 3 年後に勤務先が B 職場から C 職場に変わり、給料は 30 万円以上あり、一番多い月は 40 万円のときもありました。実際の給料支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 21 年に破産手続を開始し、平成 22 年に破産手続廃止の決定確定後、平成 23 年に閉鎖していることが確認でき、同社の元代表取締役は、当時の関係書類は破産管財人に引き渡しており、当該書類は同管財人が保管しているため、請求者の厚生年金保険被保険者記録に係る届出、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険料の納付については回答できないとしているが、前述の破産管財人は、平成 30 年 5 月 15 日時点において、請求者に係る貸金台帳等は保管していないと回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求者が請求期間当時の給与の振込先であったとする銀行は、取引明細の保存年限は 10 年であるため、請求期間当時の取引明細は残っていないとしている。

さらに、請求者は、請求期間当時の給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認できる請求者自身の給与支払明細票等を所持していない。

なお、請求者が請求期間当時の A 社における同僚のものとして提出した給与支払明細票等からは、請求者の請求期間に係る報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800061 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800021 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 7 月 20 日から昭和 49 年 7 月 20 日まで

A 社の社長から誘いがあり、同社に入社した。当時の給料の約 2 倍の 1 か月 8 万円で入社した。雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を控除されていたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 28 年 7 月 15 日付けで請求期間に係る訂正請求を行っているところ、①請求期間において、A 社の事務担当者であったとする者は、請求期間当時、従業員は勤務開始日と同時に厚生年金保険に加入させるのが基本であるが、日雇保険の加入者、短期間勤務の者、本人が希望しない等で加入させていない場合もあったと陳述していることから、同社は、請求期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、②B 社は、請求期間当時の資料は保管していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明であると回答していること、③A 社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について陳述及び関連資料を得ることができないこと、④A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の厚生年金保険被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことなどから、既に平成 29 年 2 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、B 社へ行って、調査してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、B 社は、請求者の賃金台帳や人事記録などの資料について、保管義務期間を過ぎており何も無いとしている。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。